

2006年6月29日

企業会計基準委員会 御中

エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」
(実務対応報告公開草案 24号)に対する意見

1. 投資事業組合における「支配力」の判定要素について

公開草案においては、「議決権」に代えて、「業務執行権」を主な判定要素としておりますが、投資事業組合において、株式会社の株主総会の機能(意思決定機関:財務及び営業又は事業の方針の決定)は、組合契約を通じた出資者の総意と考えるのが適切かと考えます。その総意(組合契約)に基づいて、無限責任者等は業務執行を行っており、この機能は株式会社の取締役会もしくは代表取締役の機能に相応すると考えることが適切と考えます。よって、投資事業組合においては、株式会社における「議決権」を各組合員の「出資割合」と読み替えるのが、連結制度の趣旨に沿うものであると考えます。

2. 非連結子会社の範囲の考えについて

公開草案においては、たとえ出資の割合が少ないものであっても、業務執行権を有する者は、投資事業組合をその連結子会社の範囲に含めるものとなっておりますが、法的には、他の出資者の財産(組合持分)であるものを、無限責任者等の財務諸表に反映させることは、利害関係者の判断を著しく誤らせる虞があり、連結財務諸表原則からも適切なものでないと考えます。特に、ベンチャーキャピタル会社等で、上場会社である場合に、その株主の判断を誤らせることになるのではないかと危惧するものであります。

3. 「業」としての行う無限責任組合員等の取扱いについて

今般、本実務上の取扱い(案)の検討の背景には、近時における、不適切な会計処理の指摘があるとのことでありますが、明らかに、本業として、有望なベンチャー企業等の投資・育成する使命感のもとに正々と投資事業を行う者に対しては、上記2.も考慮いただき、特例的扱いの検討をお願いする次第であります。投資信託委託業者や投資顧問業者の取扱いとの平仄からも適切であると考えます。なお、「業」として行う者の判断として、今般成立しました金融商品取引法における「業者」も一つの選択肢ではないかと考えます。

なお、今回の公開草案とは直接関係しておりませんが、企業結合専門委員会において別途検討されておられる、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する監査上の取扱い2(6)⑥」の変更につきましては、ベンチャーキャピタル会社等の投資事業にとりまして、その影響は極めて甚大なものでありますので、何卒慎重なるご検討をお願い申し上げます。

以上